

第1問 財産権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 憲法第29条第1項は、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎を成す国民の個々の財産権につき、これを基本的人権として保障した規定である。

イ 財産権を制限する法律は、職業選択の自由に対する社会経済政策上の積極的な目的の規制と同様に、立法府がその裁量権を逸脱し、その規制が著しく不合理であることが明白である場合に限り、違憲無効となる。

ウ 憲法第29条第3項の「正当な補償」とは、完全な補償を意味するものであって、その当時の経済状態において成立すると考えられる価格に基づき合理的に算出された相当な額は、「正当な補償」ということはできない。

エ 憲法第29条第3項の「補償」を要する場合とは、特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いる場合をいい、公共の福祉のためにする一般的な制限である場合には、原則的には、「補償」を要しない。

オ 憲法上補償が必要とされる場合であるにもかかわらず、財産権の制限を規定した法律が補償に関する規定を欠いているときは、当該法律は、当然に違憲無効となる。

(参考)

憲法

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第2問 次の文章は、立法権と行政権の関係に関する文章である。( )の中に後記の語句群の中から適切な語句を選択して文章を完成させた場合に、(①)から(⑤)までに入る語句の組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

なお、( )の中には、後記の語句群のアからカまでの語句のうち一つのみが入り、各語句を2回以上使用することはないものとする。

立法権と行政権との関係については、各国ごとに様々な類型がある。この点について米国と日本の制度を比較すると、米国においては、(①)という関係にあるのに対し、日本においては、(②)という関係にあるという違いがあるといえる。日本国憲法が、内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負うと定めているのも、日本におけるそのような立法権と行政権との関係を表すものである。ところで、日本における内閣による衆議院の解散権については、内閣に無条件の解散権を認めると、(③)こ

とになるとして、内閣不信任決議があった場合にのみ認められるべきであるという考え方もあるが、慣行上、内閣は、衆議院による内閣不信任決議があった場合に限らず、衆議院を解散することができるという考え方による運用が確立している。内閣による解散権は、(④)という意義を有しており、加えて、内閣による無条件の解散権と衆議院による無条件の内閣不信任権が存在することにより、(⑤)ことになると考えられるということは、このような慣行を支持する根拠となる。

[語句群]

- ア 主権者としての国民に対し、国政の在り方について意見表明する機会を提供する
  - イ 立法権が一般的、抽象的法規範たる法律を定立する作用を有し、行政権が法律を執行する
  - ウ 行政権と立法権が共に民主的基盤を有することを背景として、相互に、他方を抑制して均衡を保とうとしている
  - エ 民主的基盤を有しない行政権が民主的基盤を有する立法権に強大な支配力を及ぼすことを可能とする
  - オ 行政権の成立及び存続の基盤が立法権の信任を基礎としている
  - カ 行政権と立法権は、他方の権限行使を抑止するために、常に民意に近づこうと行動する
- 1 ①イ ③エ
  - 2 ①ウ ④エ
  - 3 ②オ ④ア
  - 4 ②イ ⑤カ
  - 5 ③カ ⑤オ

第3問 条例に罰則を設けることについては、①法律による授権は不要であるとする見解、②法律による授権が必要であるが、一般的な委任も許されるとする見解及び③法律による授権が必要であるが、その授権は相当な程度に具体的であり、限定されていれば足りるとする見解がある。次のアからオまでの記述における「この見解」が①の見解を指すものの組合せとして最も適切なものは、後記1から5までのうちどれか。

- ア この見解に対しては、条例が当該条例を制定した地方公共団体の住民以外の者にも適用され得ることからすると、法的安全の見地から、現実的な妥当性があるという評価がある。
- イ この見解に対しては、罰則の制定は、本来、国家事務であって、地方自治権の範囲内に属しないのではないかという批判がある。

ウ この見解に対しては、憲法第 73 条第 6 号ただし書の規定を類推適用する点において、政令は、その効力を立法府の委任から得るところの国家法であるのに対し、条例は、地方公共団体の自主立法であって、その性質を異にするという批判がある。

エ この見解によれば、地方自治法第 14 条第 3 項の規定は、地方公共団体の権限を確認し、条例によって制定することができる罰則の範囲を限定するものということになる。

オ この見解に対しては、条例が地方議会の議決によって成立する自主立法であることを一部根拠とする点において、矛盾があるのではないかという批判がある。

(参考)

憲法

第 73 条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

一～五 (略)

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 (略)

地方自治法

第 14 条 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

以下の試験問題については、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）の適用は考慮しないものとして、解答すること。

第 4 問 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日（以下「公示の日」という。）から 2 週間を経過したときは、公示の日に遡って相手方に到達したものとみなされる。

イ 意思表示の相手方が当該意思表示を受けた時に未成年者であった場合でも、その法定代理人が当該意思表示を知った後は、表意者は、当該意思表示をもってその相手方に対抗することができる。

ウ 法人に対する意思表示を当該法人の使用人が受けた場合において、当該意思表示が効力を生ずるためには、当該使用人が当該法人から当該意思表示の受領権限を与えられていなければならない。

エ 相手方と通じて指名債権の譲渡を仮装した場合において、仮装譲渡人が債務者に譲渡の通知をしたときは、仮装譲渡人は、当該債権につき弁済その他の債務の消滅に関する行為がされていない場合でも、当該債権譲渡が虚偽であることを知らない債務者に対して当該債権譲渡が無効であることを主張することができない。

オ 隔地者に対する契約の解除の意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡した場合でも、そのためにその効力を妨げられない。

1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第5問 条件又は期限に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らしXのYに対する請求が認められるものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Xは、Aに対する貸金債権を有していたところ、その弁済をAが結婚するまで猶予するため、Aとの間で、その弁済期をAが結婚する時と定めた。その後、Aは、結婚しないまま、死亡した。Xは、Aの唯一の相続人であるYに対し、当該貸金債権の弁済を請求した。

イ Yは、Xとの間で、X所有の甲カメラが壊れたら、Y所有の乙カメラをXに贈与する旨を約した。その後、Xは、Xの妻であるAに甲カメラを壊すように依頼し、Aが故意に甲カメラを壊した。Xは、甲カメラが壊れたとして、Yに対し、乙カメラの引渡しを請求した。

ウ Yは、Xとの間で、Yが交際中のAと結婚したら、Y所有の甲自動車をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、Aから結婚の申込みを受けたが、仕事の都合から回答を保留し、これがきっかけとなって、結局、YとAとの関係が破綻し、YがAと結婚する見込みはなくなった。Xは、Yに対し、甲自動車の引渡しを請求した。

エ Xは、Yに対し、利息を年1割、元本及び利息の弁済期を契約時から1年後として、金銭を貸し付けた。Xは、Yに対し、契約時から半年を経過した日に、同日から弁済期までの半年分の利息の支払請求権を放棄して、当該貸金債権の元本と契約時から同日の前日までの半年分の利息の支払を請求した。

オ Yは、Xとの間で、Xが半年後に実施される資格試験に合格したら、Y所有の甲時計をXに贈与する旨を約した。その後、Yは、故意に甲時計を壊した。Xは、これを知り、当該資格試験に合格した後、Yに対し、不法行為に基づく甲時計の価額相当分の損害賠償を請求した。

1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ

第6問 次の対話は、消滅時効に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

教授： 時効により直接に利益を受ける者は時効を援用することができるのに対し、時効により間接に利益を受ける者は時効を援用することができませんが、具体例としては、どのような者を挙げることができますか。

学生：ア 抵当不動産の第三取得者は抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができるのに対し、抵当不動産の後順位抵当権者は先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができません。

教授： 金銭債権の債権者は、債務者の資力が自己の債権の弁済を受けるについて十分でないときは、債務者に代位して、他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することができますか。

学生：イ 消滅時効の援用は、援用権者の意思にかからしめられているので、金銭債権の債権者は、債務者に代位して他の債権者に対する債務の消滅時効を援用することはできません。

教授： 債務者のした債務の承認によって被担保債権について消滅時効の中断の効力が生じた場合には、物上保証人は、その効力を否定することができますか。

学生：ウ 時効の中断は、中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有するので、物上保証人は、債務者のした債務の承認によって生じた消滅時効の中断の効力を否定することができます。

教授： 主たる債務者が債務の承認をしたことにより消滅時効が中断した場合には、連帯保証人に対しても消滅時効の中断の効力が生じますか。

学生：エ 主たる債務が時効によって消滅する前に保証債務が時効によって消滅することは、債権の担保を確保するという観点からは望ましくないので、主たる債務者のした債務の承認による消滅時効の中断の効力は、連帯保証人に対しても生じます。

教授： 連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には、他の連帯債務者に対して影響がありますか。

学生：オ 連帯債務者のうちの一人が時効の利益を放棄した場合には、他の連帯債務者にもその時効の利益の放棄の効力が及ぶので、他の連帯債務者も、時効の援用をすることができなくなります。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第7問 不動産の物権変動に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア A及びBが共有する甲不動産について、Aが自己の持分をCに譲渡した場合において、Cは、その持分の譲渡について所有権の移転の登記をしていないときでも、自己の持分の取得をBに対抗することができる。

イ Aが甲土地の所有者であるBから建物の所有を目的とする地上権の設定を受けた後、甲土地に乙建物を築造し、所有権の保存の登記をした場合において、Cが乙建物を地上権と共にAから買い受け、乙建物の所有権の移転の登記をしたときでも、Cは、地上権の登記をしていなければ、甲土地をBから買い受けたDに地上権を対抗することができない。

ウ Aは、B所有の甲不動産を買い受けたが、その所有権の移転の登記がされない間に、甲不動産がBからCに譲渡されて所有権の移転の登記がされ、更にCからDに譲渡され、Dが所有権の移転の登記をした。この場合において、Cが背信的悪意者に当たるときでも、Dは、Aとの関係でD自身が背信的悪意者と評価されない限り、甲不動産の所有権の取得をAに対抗することができる。

エ 賃貸借の目的である甲建物の所有者Aからその所有権を譲り受け、賃貸人の地位の移転を受けたBと甲建物の賃借人Cとの間で賃貸借契約が合意解除された場合において、Bから甲建物の明渡しを求められたCは、Bが甲建物の所有権の移転の登記をしていないことを理由として、甲建物の明渡しを拒むことができる。

オ Aから袋地（他人の土地に囲まれて公道に通じない土地）を買い受けたBは、その袋地について所有権の移転の登記をしていなくても、囲繞地（袋地を囲んでいる土地）の全部を所有するCに対し、公道に至るため、その囲繞地の通行権を主張することができる。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第8問 物権的請求権に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、どれか。

1 所有権に基づく妨害排除請求権は、相手方が責任能力を欠いている場合であっても、その成立を妨げられない。

2 Aがその所有する甲建物についてBを抵当権者とする抵当権の設定の登記をした後、Cが抵当権の実行としての競売手続を妨害する目的で甲建物を賃借した場合において、Cの占有により甲建物の交換価値の実現が妨げられており、かつ、Aにおいて甲建物を適切に維持管理することを期待することができないときは、Bは、Cに対し、直接自己への甲建物の明渡しを求めることができる。

3 動産質権者は、質権の目的物の占有を第三者に奪われた場合には、質権に基づく返還を求めることができない。

4 A所有の甲土地にある乙建物について、Bが所有権を取得して自らの意思に基づいて所有権の移転の登記をした後、乙建物をCに譲渡したものの、引き続き登記名義を保有しているときは、Bは、Aからの乙建物の収去及び甲土地の明渡しの請求に対し、乙建物の所有権の喪失を主張して、これを拒むことができない。

5 Aがその所有する甲土地を深く掘り下げたために隣接するB所有の乙土地との間で段差が生じて乙土地の一部が甲土地に崩れ落ちる危険が発生した場合には、Aが甲土地をCに譲渡し、所有権の移転の登記をしたときであっても、Bは、Aに対し、乙土地の所有権に基づく妨害予防請求権を行使することができる。

第9問 A及びBが甲土地を共有している場合に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものは、幾つあるか。

ア 甲土地がCに不法に占拠された場合には、Aは、単独で、甲土地の明渡しをCに請求することができる。

イ Aが甲土地の自己の持分に抵当権を設定する場合には、Bの承諾を得なければならない。

ウ 甲土地のAの持分が3分の2である場合において、A及びBが甲土地をCに賃貸したところ、Cが甲土地を無断で転貸し、背信的行為と認めるに足りない特段の事情もないときは、Aは、単独で、甲土地の賃貸借契約を解除することができる。

エ Bが死亡し、その相続人がないときは、Bが有していた甲土地の持分は、国庫に帰属する。

オ 甲土地の管理費用のうちBが負担すべき費用をAが立て替えた後に、Bが甲土地の持分をCに売却した場合には、Aは、B又はCのいずれに対しても、立て替えた費用の償還を請求することができる。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第10問 地上権又は地役権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 地上権者は、土地の所有者の承諾がなくとも、土地の使用目的を変更することがない限り、地上権の設定された土地を第三者に賃貸することができる。

イ 地上権の設定行為において当該地上権の譲渡を禁止する旨の特約がされた場合には、当該特約に違反して地上権者が地上権を第三者に譲渡しても、その第三者は、当該地上権

を取得することができない。

ウ 建物について設定された抵当権が実行されたことにより、法定地上権が成立する場合において、建物の買受人と土地の所有者との間の協議が調わなかったときは、当該法定地上権の存続期間は、20年となる。

エ 要役地が数人の共有に属する場合には、共有者の一人は、自己の有する要役地の持分について地役権を消滅させることができない。

オ 要役地の所有権が移転した場合には、地役権の設定行為に別段の定めがない限り、地役権は要役地の所有権と共に移転し、要役地について所有権の移転の登記がされれば、地役権の移転を第三者に対抗することができる。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第11問 先取特権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 不動産の工事先取特権は、実際の工事の費用が工事を始める前に登記した費用の予算額を超えると、その超過額については存在しない。

イ 不動産の保存の先取特権は、保存行為が完了した後直ちに登記をすれば、その登記がされる前に登記された抵当権に先立って行使することができる。

ウ 一般の先取特権者は、まず不動産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産以外の財産から弁済を受けることができない。

エ AがBに甲動産を売り渡し、BがCに甲動産を転売した後、BがCに対する転売代金債権をDに譲渡し、その債権譲渡について、第三者に対する対抗要件が備えられた。この場合において、Aは、動産売買の先取特権に基づき、当該転売代金債権を差し押さえて、物上代位権を行使することができる。

オ 同一の不動産について売買が順次された場合には、売主相互間における不動産売買の先取特権の優先権の順位は、売買の前後による。

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

第12問 民法上の質権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 動産質権者が質物について転質をした場合には、質権者は、転質をしたことによって生じた損失について、不可抗力によるものを除き、その責任を負う。

イ 動産質権の設定は、質権設定者が質権の目的物を質権者に占有改定の方法によって引き渡すことによっても、その効力を生ずる。



ウ 動産質権は、設定行為に別段の定めがあるときを除き、質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償をも担保する。

エ 指名債権を目的とする質権の設定は、その債権についての契約書があるときは、これを交付しなければ、その効力を生じない。

オ 特約により譲渡が禁止されている指名債権を目的とする質権の設定は、その特約について質権者が悪意であるときは、無効である。

- 1 アイ      2 アエ      3 イオ      4 ウエ      5 ウオ

第13問 抵当権に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 抵当権の設定後に抵当地に建物が築造された場合において、抵当権者が抵当権の実行としての競売を申し立てるときは、抵当権者は、土地と共にその建物の競売を申し立てなければならない。

イ 抵当不動産について所有権又は地上権を買い受けた第三者が、抵当権者の請求に応じてその抵当権者にその代価を弁済したときは、抵当権は、その第三者のために消滅する。

ウ 建物につき登記をした賃貸借がある場合において、その賃貸借の登記前に当該建物につき登記をした抵当権を有する者のうち一部の者が同意をし、かつ、その同意の登記をしたときは、その同意をした抵当権者との関係では、その賃貸借を対抗することができる。

エ 抵当権者に対抗することができない賃貸借により抵当権の目的である土地を競売手続の開始前から使用する者は、その土地の競売における買受人の買受けの時から6か月を経過するまでは、その土地を買受人に引き渡すことを要しない。

オ 敷金がある抵当不動産の賃貸借契約に基づく賃料債権を抵当権者が物上代位権を行使して差し押さえた場合において、その賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で当然に消滅する。

- 1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第14問 抵当権の実行としての競売に関する次の事例において、乙土地の代価の配当の際にDが受ける配当額として判例の趣旨に照らし正しいものは、後記1から5までのうちどれか。

【事例】

AのBに対する債権（債権額 3,000 万円）を担保するため、C所有の甲土地及びB所有の乙土地を共同抵当の目的として、それぞれ第1順位の抵当権が設定された後、DのBに対する債権（債権額 2,500 万円）を担保するために甲土地に第2順位の抵当権が設定され、

EのBに対する債権（債権額 1,500 万円）を担保するために乙土地に第2順位の抵当権が設定された。この場合において、まず甲土地のみが競売されて配当がされ、次いで乙土地が競売されて配当がされた。

なお、競売の結果として債権者に配当することが可能な金額は、甲土地につき 4,000 万円、乙土地につき 2,000 万円であり、また、各債権の利息その他の附帯の債権及び執行費用は、考慮しないものとする。

- 1 0円
- 2 500万円
- 3 1,000万円
- 4 1,500万円
- 5 2,000万円

第15問 譲渡担保に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 譲渡担保権の設定者は、譲渡担保権が実行されるまでは、譲渡担保権が設定された目的物を正当な権原なく占有する者に対し、その返還を請求することができる。

イ 債務者である土地の賃借人がその借地上に所有する建物を譲渡担保の目的とした場合には、譲渡担保権の効力は、土地の賃借権には及ばない。

ウ 譲渡担保権の設定者は、被担保債権の弁済期を経過した後においては、譲渡担保の目的物についての受戻権を放棄して、譲渡担保権者に対し、譲渡担保の目的物の評価額から被担保債権額を控除した金額の清算金を請求することができる。

エ Aは、Bの所有する甲動産について譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。その後、Cも、甲動産についてBから譲渡担保権の設定を受け、占有改定の方法によりその引渡しを受けた。この場合において、Cは、甲動産について、Aが譲渡担保権を実行する前に、自ら譲渡担保権を実行することができない。

オ 債務者が将来取得する債権については、その発生原因や債権額、債権発生の際の始期と終期などにより、譲渡担保の目的となるべき債権が当該債務者の有する他の債権と識別することができる程度に特定されていれば、債権の発生が確実であるかどうかを問わず、譲渡担保権を設定することができる。

- 1 アイ
- 2 アオ
- 3 イウ
- 4 ウエ
- 5 エオ

第16問 相殺に関する次の1から5までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

- 1 受働債権の弁済期が到来していない場合であっても、自働債権の弁済期が到来していれば、相殺をすることができる。
- 2 相手方の同時履行の抗弁権が付着している債権であっても、これを自働債権として、相殺をすることができる。
- 3 抵当不動産の第三取得者は、被担保債権の債権者に対して自らが有する債権を自働債権とし、被担保債権を受働債権として、相殺をすることができる。
- 4 債権の消滅時効が完成してその援用がされた後にそのことを知らずに当該債権を譲り受けた者は、時効完成前に譲り受けたとすれば相殺適状にあった場合に限り、当該債権を自働債権として、相殺をすることができる。
- 5 不法行為により生じた債権を受働債権とする場合であっても、双方の過失による同一の交通事故によって生じた物的損害に基づく相互の損害賠償債権の間においては、相殺をすることができる。

第 17 問 売買に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

- ア 土地の売買契約の締結のために要した土地の測量費用は、別段の意思表示がないときは、買主がその全額を負担する。
- イ 買い受けた土地について抵当権の登記がある場合には、買主は、抵当権消滅請求の手続が終わるまで、売買代金の支払を拒むことができるが、これに対して売主が売買代金の供託を請求したにもかかわらず買主が供託をしなかったときは、買主は、売買代金の支払を拒むことができなくなる。
- ウ 不動産の売買契約と同時にした買戻しの特約により売主が売買契約を解除しようとする場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、売主は、売買代金に利息を付して返還しなければならない。
- エ 特定物売買の目的物の引渡し後に代金を支払うべき場合において、代金の支払場所につき別段の意思表示がないときは、買主は、売主の現在の住所において代金の支払をしなければならない。
- オ 買主が売主に手付を交付した場合において、売主が売買契約を解除するためにした手付の倍額の償還の受領を買主が拒んだときは、売主は、手付の倍額の金銭を供託しなければならない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第 18 問 使用貸借に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記

1 から 5 までのうちどれか。

ア 使用貸借における貸主は、贈与における贈与者と同様に、目的物の瑕疵について、その瑕疵を知りながら借主（受贈者）に告げなかったときを除き、その責任を負わない。

イ 使用貸借は、委任と同様に、当事者のいずれか一方の死亡によって終了する。

ウ 使用貸借における貸主は、寄託における寄託者と同様に、当事者が目的物の返還の時期を定めたときであっても、いつでもその返還を請求することができる。

エ 使用貸借は、寄託と同様に、借主（受寄者）が目的物を受け取ることによって、その効力を生ずる。

オ 使用貸借における貸主は、賃貸借における賃貸人と同様に、借主（賃借人）が契約又はその目的物の性質によって定まった用法に従わずに目的物の使用又は収益をしたときであっても、原則として催告をしなければ契約の解除をすることができない。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第 19 問 事務管理に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものは、どれか。

1 事務管理を始めた者は、本人の意思を知っている場合であっても、その意思に従うよりも本人の利益に適合する方法があるときは、その方法によって事務管理をしなければならない。

2 本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れさせるために事務管理をした場合には、事務管理を始めた者は、悪意があるときを除き、これによって生じた損害を賠償する責任を負わない。

3 事務管理を始めた者は、その旨を遅滞なく本人に通知したときは、事務管理の終了後、本人に対し、相当の額の報酬を請求することができる。

4 事務管理を始めた者は、本人のために有益な費用を支出した場合であっても、その事務管理が本人の意思に反するものであるときは、本人に対し、その費用の償還を請求することができない。

5 事務管理を始めた者は、本人の請求がある場合には、いつでも事務管理の状況を報告しなければならない。

第 20 問 養子縁組に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 18 歳の者を養親とし、15 歳未満の者を養子とする養子縁組は、それぞれの法定代理人が養子縁組を承諾することにより、することができる。

イ 妻の父親を養親とし、夫を養子とする養子縁組は、夫が妻の父親より年長者であると

きは、することができない。

ウ 自己の直系卑属である未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

エ 養子縁組の届出が単に他の目的のための便法としてされたにすぎず、養親と養子との間に真に養親子関係の設定を欲する効果意思がなかったときでも、養子縁組の届出自体について意思の一致があれば、養子縁組は、効力を生ずる。

オ 普通養子縁組の養子は、養親の嫡出子の身分を取得するが、養子の実親が死亡した場合には、実親の相続人となる。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第21問 父子関係についての訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 夫が婚姻後に刑務所に収容され、その1年後、いまだ夫が刑務所に収容中に妻が懐胎した子について、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによることを要しない。

イ 婚姻の成立の日から100日後であって、内縁関係の成立の日から250日後に生まれた子について、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによらなければならない。

ウ 前夫との婚姻の解消の日から1年後であって、後夫との婚姻の成立の日から250日後に生まれた子について、子の父を定めるためには、父を定めることを目的とする訴えによらなければならない。

エ 婚姻の成立の日から250日後に子が生まれた場合において、当該婚姻がその後に夫の重婚を理由に取り消されたときであっても、夫が父子関係を否定するためには、嫡出否認の訴えによらなければならない。

オ 嫡出否認の訴えは、子の出生の時から1年以内に提起しなければならない。

1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第22問 財産分与に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 内縁の夫婦の一方の死亡により内縁関係が解消した場合には、当事者間の財産関係の清算については、法律上の夫婦の離婚に伴う財産分与に関する民法の規定が類推適用される。

イ 財産分与について当事者間に協議が調わない場合には、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができるが、離婚の時から2年を経過したときは、こ

の請求をすることができない。

ウ 財産分与請求権は、協議や審判によって具体的内容が形成されるまでは、その範囲及び内容が不確定・不明確であるから、離婚した当事者の一方は、財産分与請求権を保全するために、他方の当事者に属する権利を代位行使することはできない。

エ 財産分与をした者が離婚の際に債務超過の状態にあった場合には、一般債権者は、詐害行為として、当該財産分与を取り消すことができる。

オ 財産分与の内容には、当事者の一方が過当に負担した婚姻費用の清算のための給付を含めることができるが、慰謝料の支払としての損害賠償のための給付を含めることはできない。

- 1 アウ            2 アエ            3 イウ            4 イオ            5 エオ

第 23 問 次の【事例 1】及び【事例 2】における被相続人 A の遺産（1,000 万円）についての相続分に関する後記 1 から 5 までの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、どれか。

【事例 1】

A には、子、配偶者、直系尊属及び兄弟姉妹がいない。A は、B との間で縁組をし、B を養子にした。B は、A との縁組後、縁組前に生まれていた C を認知した。その後、B は、D と婚姻をし、D との間に E が生まれた。E の出生後、B が死亡し、その後、A が死亡した。

【事例 2】

A は、B と婚姻をし、B との間に C 及び D が生まれた。A には、ほかに前妻との間に生まれた E がいる。A は、D に対し、D が独立して商売を始めるための資金として 200 万円を贈与した後、死亡した。A は、C に対して 100 万円を遺贈する旨の遺言を残していた。

- 1 【事例 1】における C の相続分はなく、【事例 2】における D の相続分もない。
- 2 【事例 1】における C の相続分は 500 万円となり、【事例 2】における E の相続分は 200 万円となる。
- 3 【事例 1】における D の相続分はなく、【事例 2】における C の相続分は 140 万円となる。
- 4 【事例 1】における E の相続分は 1,000 万円となり、【事例 2】における B の相続分は 650 万円となる。
- 5 【事例 1】における E の相続分は 500 万円となり、【事例 2】における D の相続分は 40 万円となる。

第24問 犯罪の実行の着手に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 電車内で、他の乗客のズボンのポケットから財布をすり取ろうと考え、そのポケットに手を伸ばしてポケットの外側に手を触れたものの、別の乗客に発見されて取り押さえられたため、財布に触れることができなかった場合でも、窃盗罪の実行の着手がある。

イ タクシーの売上金を強取しようと考え、出刃包丁をバッグに入れてタクシーに乗り、虚偽の行き先を告げてタクシーを発車させたものの、その後間もなく怖くなったため、タクシーが赤信号で停車した際に逃げ出した場合でも、強盗罪の実行の着手がある。

ウ 土蔵内の金品を盗み取ろうと考え、その扉の錠を破壊して扉を開いたものの、母屋から人が出てくるのが見えたため、土蔵内に侵入せずに逃走した場合でも、窃盗罪の実行の着手がある。

エ 知人を毒殺しようと考え、毒入りの菓子を小包郵便でその知人宅宛てに郵送したものの、知人がたまたま既に転居していたため、転居先不明により返送されてきた場合でも、殺人罪の実行の着手がある。

オ 二人がかりで通り掛かった女性に暴行・脅迫を加え、他所に連行した上でそれぞれ強姦しようと考え、それぞれ暴行・脅迫を加えて無理矢理自動車に乗せたものの、間もなく警察官の検問を受けたため、姦淫行為に至らなかった場合でも、強姦罪の実行の着手がある。

1 アイ      2 アウ      3 イエ      4 ウオ      5 エオ

第25問 被害者の承諾に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものは、幾つあるか。

ア 現に他人が居住する家屋の前を通り掛かったところ、その窓越しに当該家屋内で炎が上がっているのを発見し、その火を消そうと考え、当該家屋の住人の承諾を得ることなく、家屋内に立ち入った場合には、住居侵入罪は成立しない。

イ けじめをつけると称し、暴力団組員が同じく暴力団組員である知人の承諾を得た上、当該知人の小指の第一関節を包丁で切断した場合には、傷害罪は成立しない。

ウ 過失による自動車事故により他人を負傷させたかのように装って保険金の支払を受けようとして、その情を知った知人の承諾を得た上、自らが運転する自動車を当該知人に衝突させて傷害を負わせた場合には、傷害罪は成立しない。

エ 12歳の少女にわいせつ行為を行った場合には、当該少女の真摯な承諾があれば、強制わいせつ罪は成立しない。

オ 交通違反を犯して免許停止等の行政処分を受けるのを回避するため、友人からあらか

じめその氏名及び住所を使用することの承諾を得た上で、交通取締りを受けた際、交通事故原票中の供述書に当該友人の氏名及び住所を記載した場合には、私文書偽造・同行使罪は成立しない。

1 1個      2 2個      3 3個      4 4個      5 5個

第26問 放火罪の成立に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア Aが所有し、居住する甲家屋と、甲家屋に隣接するBが所有し、居住する乙家屋の2棟を燃やす目的で、甲家屋の壁に火を付けて乙家屋に延焼させ、これら2棟を全焼させた場合には、二つの現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

イ 現に人が住居に使用する木造家屋を燃やす目的で、取り外し可能な雨戸に火を付けた場合には、その雨戸が独立して燃え始めた段階で、現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

ウ 知人が所有する木造倉庫に人がいないものと考え、当該木造倉庫を燃やす目的で、当該木造倉庫にあった段ボールの束に火を付けたところ、たまたま当該木造倉庫の中で寝ていた浮浪者がその木造柱に燃え移った火を発見して消火したため、当該木造柱が焼損した場合には、非現住建造物等放火罪の既遂罪が成立する。

エ 保険金を騙し取る目的で、火災保険の対象である自己所有の倉庫に火を付けて焼損させた場合には、その周囲に建物等がなく、他の建物に延焼するなどの具体的危険がないときでも、非現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

オ 現に人が住居に使用する木造家屋を燃やす目的で、当該木造家屋に隣接する物置に火を付けたところ、その住人が発見して消火したため、物置のみを焼損させた場合には、非現住建造物等放火の既遂罪が成立する。

1 アウ      2 アオ      3 イエ      4 イオ      5 ウエ

第27問から第34問までの試験問題については、問題文に明記されている場合を除き、定款に法令の規定と異なる別段の定めがないものとして、解答すること。

第27問 株式会社の設立に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 株式会社は、発起人がいなければ、設立することができない。

イ 発起設立の場合における設立時取締役の氏名は、定款に記載し、又は記録することを要しない。

ウ 募集設立において、発起人の全員が、出資を履行しないことにより、設立時発行株式の株主となる権利を全て失った場合であっても、設立時募集株式の引受人により出資され



た財産の価額が定款に記載された「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」を満たすときは、設立の無効事由とはならない。

エ 未成年者は、発起人となることができない。

オ 発行可能株式総数を定めていない定款について公証人の認証を受けた後、株式会社の成立前に定款を変更してこれを定めたときは、改めて変更後の定款について公証人の認証を受けることを要しない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第 28 問 取締役会設置会社である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、ある種類の株式（その発行時においては、剰余金の配当についてのみ他の種類の株式と内容が異なっているものとする。以下「A種類株式」という。）の発行後に定款を変更し、A種類株式の内容として、甲社が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来することをもって、甲社がA種類株式の一部を取得することができる旨の定款の定めを設けようとしている。この場合における次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 甲社は、当該定款の変更に係る甲社の株主総会の決議に加え、A種類株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

イ 甲社は、当該定款の変更が効力を生ずる日の 20 日前までに、A種類株式の株主に対し、当該定款の変更をする旨を通知し、又は公告しなければならない。

ウ 甲社が会社法上の公開会社である場合において、A種類株式の数が発行済株式の総数の 2 分の 1 を超えているときは、甲社は、A種類株式の数を発行済株式の総数の 2 分の 1 以下にするための必要な措置を執らなければならない。

エ 甲社は、当該定款の定めを設けた場合において、取得日を定めるには、取締役会の決議によらなければならない。

オ 甲社は、当該定款の定めを設けた場合において、A種類株式の一部を取得しようとするときは、その取得する株式を決定し、A種類株式を有する全ての株主及びその登録株式質権者に対し、当該決定の日から 2 週間以内に、取得の対象となるA種類株式を特定する事項を通知し、又は公告しなければならない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イエ      4 イオ      5 ウオ

第 29 問 募集新株予約権の発行に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社は、新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合には、募集事項と

して、募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする旨を定めることはできない。

イ 会社法上の公開会社である株式会社が新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、当該募集新株予約権の引受けの申込みの期日は、株主総会の決議によって定めなければならない。

ウ 募集新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該募集新株予約権の発行をやめることを請求することができる。

エ 取締役会設置会社にあつては、発行をしようとする募集新株予約権の目的である株式の一部が譲渡制限株式であるときは、募集新株予約権の引受けの申込みをした者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、及びその者に割り当てる募集新株予約権の数を定める決定は、取締役会の決議によらなければならない。

オ 募集新株予約権に係る新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、当該募集新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。

- 1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

第30問 取締役会設置会社であるA株式会社（以下「A社」という。）とその代表取締役Xとの利益相反取引に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア XがA社の取締役会の承認を受けることなく自己のためにA社と取引をした場合であっても、Xは、A社に対し、取締役会の承認の欠缺<sup>けつ</sup>を理由として当該取引の無効を主張することができない。

イ XがA社の取締役会の承認を受けることなくA社を代表して債権者Bに対する自己の債務の引受けをした場合には、A社は、取締役会の承認の欠缺<sup>けつ</sup>についてBが悪意であるかどうかを問わず、Bに対し、当該債務の引受けの無効を主張することができる。

ウ Xが自己のためにA社と取引をしようとする場合には、XがA社の発行済株式の全部を有するときであっても、Xは、A社の取締役会の承認を受けなければならない。

エ XがA社に対して無利息かつ無担保で金銭の貸付けをしようとする場合には、Xは、A社の取締役会の承認を受けることを要しない。

オ XがA社を代表して自らが代表取締役を務めるC株式会社の債務を保証しようとするときは、Xは、A社の取締役会の承認を受けることを要しない。

- 1 アエ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 ウオ

第 31 問 会計参与に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 委員会設置会社における会計参与の個人別の報酬は、額が確定しているものでなければならない。

イ 株式会社の取締役は、その親会社の会計参与となることができる。

ウ 会計参与については、累積投票による選任の制度は存しない。

エ 会計参与は、株式会社の役員解任の訴えの対象となる。

オ 監査役会設置会社においては、取締役は、会計参与の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役会の同意を得なければならない。

1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ

第 32 問 事業譲渡に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 株式会社の事業により生じた債務につき事業譲渡によって免責的債務引受けをする場合には、債権者の同意を得なければならない。

イ 事業譲渡をする株式会社は、事業譲渡の効力が生ずる日から 6 か月間、事業譲渡に係る契約の内容等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を当該株式会社の本店に備え置かなければならない。

ウ 譲受会社が譲渡会社の特別支配株主であるいわゆる略式事業譲渡について、当該事業譲渡が法令又は定款に違反する場合において、譲渡会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、譲渡会社の株主は、譲渡会社に対し、当該事業譲渡をやめることを請求することができる。

エ 譲受会社が譲渡会社の特別支配株主であるいわゆる略式事業譲渡をする場合には、譲渡会社の株主は、当該譲渡会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができない。

オ 譲渡会社が株主総会の決議によって事業譲渡に係る契約の承認を受けなければならないにもかかわらず、事前又は事後のいずれにおいても株主総会の承認の手続をしていない場合には、当該事業譲渡に係る契約は、無効である。

1 アイ      2 アオ      3 イウ      4 ウエ      5 エオ

第 33 問 合同会社に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 合同会社においては、労務を社員の出資の目的とすることができる。

- イ 合同会社は、他の合同会社の業務執行社員となることができる。
  - ウ 合同会社は、当該合同会社の持分を譲り受けることができる。
  - エ 合同会社が当該合同会社の持分を取得した場合には、当該持分は、当該合同会社が取得した時に、消滅する。
  - オ 合同会社は、社員が一人となったことによって解散する。
- 1 アウ      2 アオ      3 イウ      4 イエ      5 エオ

第34問 吸収合併に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社は、吸収合併に際して、当該新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、当該吸収合併存続株式会社の株式を交付することはできない。
  - イ 吸収合併をする場合には、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の債務の一部を承継しないこととすることができる。
  - ウ 会社がその有する不動産を第三者に譲渡し、その後当該会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生じた場合には、当該第三者は、当該不動産について所有権の移転の登記をしなければ、当該所有権の取得を吸収合併存続会社に対抗することができない。
  - エ 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
  - オ 吸収合併を無効とする判決が確定した場合には、吸収合併の効力発生後当該判決の確定前に吸収合併存続会社がした剰余金の配当も、無効となる。
- 1 アイ      2 アエ      3 イウ      4 ウオ      5 エオ

第35問 商業使用人に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 支配人の行為が支配人が代理権を有する商人の営業に関する行為に当たるかどうかは、当該支配人の行為の性質・種類等を勘案し、客観的・抽象的に観察して決すべきである。
- イ 小商人でない商人は、その支配人の代理権が消滅したときは、その登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- ウ 支配人が商人の許可を受けずに自己又は第三者のためにその商人の営業の部類に属する取引をしたときは、当該取引によって自己又は第三者が得た利益の額は、商人に生じた損害の額と推定される。
- エ 物品の販売を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売に関する一切の

裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

オ 商人の営業に関する特定の事項の委任を受けた使用人の代理権に制限を加えたときは、当該商人は、その登記をしなければならない。

- 1 アウ      2 アエ      3 イウ      4 イオ      5 エオ